

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	松前町 児童手当システム評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、児童手当等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松前町長

公表日

令和5年5月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行っている。 ＜特定個人情報ファイルを取り扱う事務＞ ①資格情報 ②年金保険情報 ③給付管理等なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ④口座登録・連携ファイル関係情報の取得
③システムの名称	総合行政システム(児童手当システム)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当等事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(56,101の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(26,30,74,75,87,121の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松前町(政策財政課) 049-1592 北海道松前郡松前町字福山248番地 0139-42-2275
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松前町(政策財政課) 049-1592 北海道松前郡松前町字福山248番地 0139-42-2275

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	しきい値判断項目 -対象人数-時点	平成27年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	しきい値判断項目 -取扱者数-時点	平成27年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月5日	しきい値判断項目 -対象人数-時点	平成29年3月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月5日	しきい値判断項目 -取扱者数-時点	平成29年3月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	しきい値判断項目 -対象人数-時点	平成31年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	しきい値判断項目 -取扱者数-時点	平成31年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和2年12月11日	しきい値判断項目 -対象人数-時点	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月11日	しきい値判断項目 -取扱者数-時点	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	しきい値判断項目 -対象人数-時点	令和2年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	しきい値判断項目 -取扱者数-時点	令和2年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二(26,30,74,75,87の項)	番号法第19条第8号 別表第二(26,30,74,75,87の項)	事後	
令和4年12月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格情報 ②年金保険情報 ③給付管理等なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行っている。 <特定個人情報ファイルを取り扱う事務> ①資格情報 ②年金保険情報 ③給付管理等なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ④口座登録・連携ファイル関係情報の取得	事後	
令和4年12月20日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(56の項)	番号法第9条第1項 別表第一(56,101の項)	事後	
令和4年12月20日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二(26,30,74,75,87の項)	番号法第19条第8号 別表第二(26,30,74,75,87,121の項)	事後	
令和4年12月20日	しきい値判断項目 -対象人数-時点	令和4年3月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月20日	しきい値判断項目 -取扱者数-時点	令和4年3月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年5月26日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③	総合行政システム(児童手当システム)	総合行政システム(児童手当システム)、申請管理システム	事後	